

主な関連条例

条 例	目 的
旭川市行政手続条例 平成11年 3 月26日 条例第 2 号	処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事項を定めることによって、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって市民の権利利益の保護に資することを目的とする。
旭川市男女平等を実現し 男女共同参画を推進する 条例 平成15年 3 月27日 条例第 8 号	男女共同参画の推進に関し基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本的な事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって男女平等を実現し男女共同参画を推進することを目的とする。
旭川市情報公開条例 平成17年 3 月24日 条例第 7 号	日本国憲法が保障する地方自治の本旨に即し、公文書の公開を請求する市民の権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定め、もって市が市政に関し市民に説明する責務を全うするようにするとともに、市民の十分な理解と的確な評価の下に市民参加を推進し、公平、公正で透明な市政の推進に資することを目的とする。
旭川市個人情報保護条例 平成17年 3 月24日 条例第 8 号	市の保有する個人情報の開示等を求める市民の権利を明らかにするとともに、個人情報の取扱いに関し必要な事項を定めることにより、市民の基本的な人権を守ることを目的とする。
旭川市政における公正な 職務の執行の確保等に関 する条例 平成19年12月 3 日 条例第42号	職員の法令の遵守の推進を図るとともに、市政における公正な職務の執行を確保するため必要な事項を定めることにより、市民の負託に応え、市民に信頼される公平、公正で透明な市政を確立し、もって市民の利益の増進を図ることを目的とする。
旭川市議会基本条例 平成22年12月10日 条例第46号	二元代表制における旭川市議会及び旭川市議会議員の責務、活動原則その他の議会に関する基本的な事項を定めることにより、旭川市民の負託にこたえ、もって市民の福祉の向上及び旭川市政の発展に寄与することを目的とする。
旭川市子ども条例 平成24年 3 月23日 条例第14号	この条例は、子どもが健やかに育つ環境づくりに関し基本理念を定め、並びに大人、保護者、地域住民、育ち学ぶ施設の関係者、事業者及び市の役割を明らかにするとともに、子どもが健やかに育つ環境づくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの夢や希望を市民全体が支えるまちの実現に寄与することを目的とする。